

小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、中心市街地の区域内の居住促進を図るため、当該区域内に自らが居住するための空き家を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（平成18年小林市規則第65号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 小林市中心市街地活性化基本計画（平成28年3月15日内閣総理大臣認定）に定める中心市街地をいう。
- (2) 居住 住民基本台帳に記載された住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (3) 空き家 居住その他の使用がなされていないことが常態である家屋及びその敷地をいう。
- (4) 転入者 この告示の施行の日以後に中心市街地の区域内に転入する者であって、当該転入の日の前日において、引き続き1年以上の期間にわたり市外に居住しているものをいう。
- (5) 子育て世帯 第7条第1項の規定による申請をする日において、中学生以下の子又は妊娠している者がいる世帯をいう。
- (6) 固定資産税宅地標準単価平均額 本市の標準宅地表示台帳における中心市街地の区域内の宅地標準単価の平均額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中心市街地の区域外に1年以上の期間にわたり居住している者
- (2) 中心市街地の区域内において、空き家を購入し、当該購入の日から引き続き5年以上の期間にわたり居住する意思を有する者
- (3) 本人及び本人と同一の世帯に属する者全てが市税等を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、居住することを主たる目的とした空き家の購入とする。ただし、第7条第1項の規定による申請の前にされた空き家の購入を除く。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き家の購入価格から、固定資産税宅地標準単価平均額に当該空き家の敷地面積を乗じて得た額を差し引いた額とする。ただし、当該空き家を居住と営業の両方を目的として購入する場合は、これに当該空き家の家屋の居住の用に供する部分の延べ床面積を乗じて得た額を当該家屋の延べ床面積で除して得た額とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、100万円を限度とする。ただし、補助対象者が転入者又は子育て世帯である場合は、これに20万円を加算する。
- 3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付回数)

第6条 補助金の交付は、同一人につき1回限りとする。

(交付の申請及び決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全ての住民票の写し
- (2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全ての市税等の完納証明書
- (3) 母子手帳の交付年月日が記載された箇所の写真（申請者の属する世帯に妊娠している者がいる場合に限る。）
- (4) 空き家の購入に係る見積書の写し
- (5) 購入しようとする空き家の位置図
- (6) 購入しようとする空き家の平面図（当該空き家を居住と営業の両方を目的として購入しようとする場合に限る。）
- (7) 購入しようとする空き家の写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(変更の申請及び承認)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容に変更が生じたときは、小林市中心市街地空き家活用促進事業変更承認申請書（様式第3号）に当該変更を証する書類を添えて、速やかに市長に変更の承認を申請

しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で変更の可否を決定し、小林市中心市街地空き家活用促進事業変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、補助決定者にその旨を通知するものとする。

（状況報告及び実地調査）

- 第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に補助事業の状況について報告を求め、又は職員に実地調査を行わせることができる。

（実績報告）

- 第10条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内に、小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長にその実績を報告しなければならない。

- （1） 補助決定者及び補助決定者と同一の世帯に属する者全ての住民票の写し
- （2） 空き家の購入に係る売買契約書の写し
- （3） 空き家の購入に係る領収書の写し
- （4） 購入した空き家の土地及び建物の登記簿謄本（全部事項証明書）
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

- 第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金確定通知書（様式第6号）により、当該実績報告をした者にその旨を通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 12 条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金交付請求書（様式第 7 号）により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求をした者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 13 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（2） 補助事業を承認なく変更し、又は中止したとき。

（3） 正当な理由なく、空き家の購入の日から 5 年を経過する前に、当該空き家から転出し、又は転居したとき。

（4） 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（5） 前各号に掲げる場合のほか、この告示の規定に違反したとき。

（その他）

第 14 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

小林市長

様

申請者 住 所
氏 名
電 話 番 号

印

小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金交付申請書

年度小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金の交付を受けたいので、小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____円

2 補助金交付申請額計算書

補 助 要 件	計 算 式	
空き家の購入	購入価格 (A)	円
	固定資産税宅地標準単価平均額×敷地面積 (B)	円× m ²
	居住部分の延べ床面積 (C)	m ²
	家屋全体の延べ床面積 (D)	m ²
	小計 (E) (A-B) × C/D × 2/3 (上限 1,000,000 円)	円
転入者又は子育て世帯	一律 200,000 円 加算 (F)	円
合計 (E) + (F)		円

※1,000 円未満の端数は、切り捨てる。

3 添付書類

- (1) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全ての住民票の写し
- (2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全ての市税等の完納証明書
- (3) 母子手帳の交付年月日が記載された箇所の写し（申請者の属する世帯に妊娠している者がいる場合に限る。）
- (4) 空き家の購入に係る見積書の写し
- (5) 購入しようとする空き家の位置図
- (6) 購入しようとする空き家の平面図（当該空き家を居住と営業の両方を目的として購入しようとする場合に限る。）
- (7) 購入しようとする空き家の写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小林市長



小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金については、下記のとおり交付を決定(却下)することにしたので、小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 _____円
- 2 留意事項
 - (1) 補助事業の状況について報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
 - (2) 空き家の購入が完了したときは、30日以内の実績報告書に関係書類を添えて市長に提出すること。
 - (3) 申請内容に偽りその他不正があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。
- 3 却下の場合、その理由

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

小林市長

様

申請者 住 所
氏 名
電 話 番 号

印

小林市中心市街地空き家活用促進事業変更承認申請書

年 月 日付で交付決定のあった小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金について、補助事業の内容に変更が生じたため、小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 変更申請内容

交付決定年月日	年 月 日
交付決定番号	第 号
変更の内容	
変更の理由	

2 補助金変更交付申請額計算書

補 助 要 件	計 算 式	
空き家の購入	購入価格 (A)	円
	固定資産税宅地標準単価平均額× 敷地面積 (B)	円× m ²
	居住部分の延べ床面積 (C)	m ²
	家屋全体の延べ床面積 (D)	m ²
	小計 (E) (A-B) × C/D × 2/3 (上限 1,000,000 円)	円
転入者又は 子育て世帯	一律 200,000 円 加算 (F)	円
合計 (E) + (F)		円

※1,000 円未満の端数は、切り捨てる。

3 添付書類

補助事業の変更を証する書類

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

小林市長



小林市中心市街地空き家活用促進事業変更承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった小林市中心市街地空き家活用促進事業の変更については、下記のとおり決定したので、小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 決定の区分 承認 ・ 不承認

- 2 変更後の内容

- 3 留意事項
 - (1) 補助事業の状況について報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
 - (2) 空き家の購入が完了したときは、30日以内に実績報告書に関係書類を添えて市長に提出すること。
 - (3) 申請内容に偽りその他不正があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。

- 4 不承認の場合、その理由

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

小林市長 様

住 所
氏 名
電 話 番 号

印

小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付けで交付（変更）決定のあった小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金について、補助事業が完了したので、小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

添付書類

- （1） 補助決定者及び補助決定者同一の世帯に属する者全ての住民票の写し
- （2） 空き家の購入に係る売買契約書の写し
- （3） 空き家の購入に係る領収書の写し
- （4） 購入した空き家の土地及び建物の登記簿謄本（全部事項証明書）
- （5） その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

小林市長



小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金について、補助金の額を確定したので、小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円
- 2 交付確定額 _____ 円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

小林市長 様

住 所
氏 名
電 話 番 号

印

小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金交付請求書

小林市中心市街地空き家活用促進事業費補助金を下記のとおり請求します。
なお、補助金受領については、下記口座に振込みをしていただくよう依頼します。

記

1 請求額 _____円

2 振込口座

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店 支所 出張所
預金種別	1 普通預金	2 当座預金
口座番号		
フリガナ		
口座名義		